

## 白山公園駐車場に係る使用料等徴収事務委託仕様書

白山公園駐車場に係る使用料等徴収事務委託仕様書を以下のとおり定める。  
なお、甲は新潟市、乙は指定管理者とする。

### 1 使用料等徴収事務

(1) 使用料等徴収事務の内容は次のとおりとする。

- ア 利用者から条例及び規則に定める使用料等を徴収すること。
- イ 使用料等を徴収した者に対し、駐車券を発行すること。
- ウ 徴収した使用料等を規則の規定に従って、会計管理者等に払い込むこと。
- エ その他甲が指示する徴収事務に関すること。

(2) 乙は、徴収事務の処理に使用する印鑑をあらかじめ甲に届け出ること。

(3) 乙は、徴収事務を行うにあたり、必要があるときは、徴収事務委託証を提示すること。

(4) 乙は、徴収事務の実施に関する内容を明らかにするため、次に掲げる帳簿類を整備しておくこと。

- ア 調定簿兼収納簿
- イ 払込書の領収証書

(5) つり銭は、乙が準備すること。

### 2 その他

本仕様書に記載のない事項については、甲の指示に従うこと。